

鳥取縣公報

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第四十九号

昭和二十六年四月二十三日執行の岩美郡浦富町議會議員選挙における當選の効力に關し、同町大字牧谷四八八番地上根甚吉から提起された訴願に対し、六月二十九日次のように裁決をした。

昭和二十六年七月十二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸
裁決書

鳥取県岩美郡浦富町大字牧谷四八八番地

訴願人 上根甚吉 明治四十二年十二月三十日生

右訴願人から提起された昭和二十六年四月二十三日執行の岩美郡浦富町議會議員選挙における當選の効力に關する訴願について、當委員会は次のように裁決する。

昭和二十六年七月十二日
木曜日

本書ノ大キサハ國寧格A五判

主文

昭和二十六年五月十日岩美郡浦富町選舉管理委員會がなした原決定は、これを取消し、昭和二十六年四月二十三日執行の岩美郡浦富町議會議員選挙における栗村昇一の當選は無効とする。

訴願の要旨

この訴願の要旨は、昭和二十六年四月二十三日執行の岩美郡浦富町議會議員選挙において、立候補者中栗村昇一と由沢健治は各々七十三票の同点得票者となりくじの結果、栗村昇一が當選人と決定されたが栗村昇一の得票中には「栗村長太郎」と記載した投票一票があり、右投票は當選議の立候補者栗村嘉太郎に対する有効投票と認められるから、栗村昇一の當選は無効であるとの理由で、浦富町選舉管理委員會に異議の申立をしたところ、

00049

同年五月十日、右異議申立は棄却する旨の決定を受けた。

訴願人はこの決定には承服することができないから原決を取消し栗村昇一の当選は無効とする旨の裁決を求めるというのである。

その理由とするところは、

一、「栗村長太郎」と記載した投票は、候補者栗村嘉太郎の「嘉」を「長」と誤認して記載したものであつて、五字の中四字は正確に表明せられており、單に一字のみ誤記したものであるから、立候補制度を採用する選挙の原則、且つは法律の要求する書名能力の觀点から文字の全体的考察により、当該選挙の候補者中最もこれに酷似した栗村嘉太郎に対する有効投票とみるべきである。

二、然るに浦富町選挙管理委員会は、その決定理由において、

イ 栗村長太郎なる氏名は右選挙に立候補した栗村昇一の亡父栗村長太郎以外には浦富町の有権者に実在しないこと。

現に表明された投票の効力に些かも影響を与えるものではない。

ロ 栗村昇一は当年五十八才の老年期に達しており、格別著名人であるから、仮りに町内一部にもせよ栗村昇一より寧ろ十数年前死亡した栗村長太郎の方が特にその名を知られているということは、社会通念からいってあり得ないことであり、訴願人の知る限りかかる事実はない。

ハ 「栗長」は屋号ではなく、栗村長太郎個人に対する通称であつて「栗長」と「栗昇」を併称している事実はない。

二 氏名の誤記には單に文字の書き誤り、書き損じのみならず当初から候補者の正確なる氏名を誤認して記載する場合もあり得るから、投票に表わされた文字の確実さ、或は筆勢、筆跡等によつてのみ、投票の効力を判定すべきでない。

裁決の理由 よつて、本委員会は、この訴願を受理し、審査したところ

口 実在しない者の氏名を記載した投票は何等か具体的根拠があるべきこと。

ハ 栗村長太郎及びその子息栗村昇一は地方的著名人であつて、その家業、道程とも略同じであること。

二 栗村長太郎の通称「栗長」を屋号の如く考えて、現に栗村昇一を「栗長」とも併称する者さえあり、更らに「栗長」と「栗昇」とは相通する呼称であること。

の諸点を挙げて、右投票は栗村昇一に対する有効投票なることを主張する外、該投票に記載せられた文字の確実さ漢字の筆勢等から推して選挙人は栗村嘉太郎を選挙せんとしたものとは認め難いとの所論であるが、訴願人は次の理由によりこの論旨に承服し難いといふのである。即ち

イ 栗村昇一の亡父栗村長太郎は、既に十数年前に死亡し、実在していないから、「栗村長太郎がかつて浦富町の有権者中に実在した」という過去の事実は、

ろ「栗村長太郎」と記載した投票一票が右選挙の候補者栗村昇一の得票中に算入せられておる事實については訴願人及び浦富町選挙管理委員会の間に争いがなく、この訴願の争点はその「栗村長太郎」と記載した投票の効力に關連して栗村昇一と由沢健治が共に七三票の同点となりくじの結果栗村昇一が當選人と決定せられたことにあり該投票が栗村嘉太郎に対する得票か、栗村昇一に対する得票か否かに係つて、この点についてその當否を検討するに、

立候補制度を採つてゐる本件選挙において、選挙人のなした投票は一般に候補者の何人かに投票したものと推定するをもつて通常とし、たとえ投票に表示された氏名中に誤字、脱字或は氏や名の書き誤り等があつて候補者の氏名の記載としては、正確を欠いていてもその記載せられた文字の全体的考察によつて、候補者の何人なるや確認得る限りその者に対する有効投票と認める相等とするが、他面選挙の確実性及び合理性はつとめて維持しなければならないことは当然であるから、投票記載の姓

00051

又は名と類似した候補者があつてもその地方における諸般の情勢により、当該候補者以外の何人かを表示したものと推定すべき事実の存する場合は寧ろその者に対する投票と解することが選挙人の意志を尊重する所以となる場合もある。

かかる観点から係争の「栗村長太郎」と記載された投票が栗村姓を有する候補者栗村嘉太郎か或は栗村昇一の何れかを選挙せんとして投票したものであろうことは容易に想像せられるところであるが、これを表示された文字のみによつて評定するときは、訴願人主張のとおり五字中四字まで正確に記載されている栗村嘉太郎に対する有効投票と認められるが一方栗村昇一の亡父栗村長太郎の通称「栗長」と子昇一の通称「栗昇」とその発音において類似していることから今なお「栗長」を併称されてゐる事実並びに古來父子の名が多く誤用せられている我国の習慣があること等諸般の事情を綜合すれば、栗村昇一の名をその父「長太郎」と誤認する可能性もあり得るのであるから、これを栗村昇一に対する有効投票と認めた

00052.

◇鳥取縣選挙管理委員會告示第五十号

昭和二十六年四月二十三日執行の岩美郡網代村議會議員選挙における當選の効力に關し、同村二八六ノ一番地村上重松から提起された訴願に対し六月二十九日次のように裁決をした。

昭和二十六年七月十二日

鳥取縣選挙管理委員會委員長 上根政幸

裁決書

訴願人 村上重松

鳥取縣岩美郡網代村二八六ノ一

右訴願人から提起された昭和二十六年四月二十三日執行の岩美郡網代村議員選挙における當選の効力に關する訴願について當委員会は次のように裁決する。

主文

この訴願は棄却する。

訴願の要旨

この訴願の要旨は、昭和二十六年四月二十三日執行の岩

浦富町選挙管理委員會の決定にも相当の理由があるものと認められる。而して現行法上その投票が候補者の氏名を記載したものと認められるものであつても、それによつて特定の候補者が明瞭に確認されざる限り候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして、無効投票と決定しなければならないから、浦富町選挙管理委員會が係争の投票を栗村昇一に対する有効投票と認めて訴願人等の異議申立を却下したことは失当といふべきである。

本委員会は以上の理由により本係争の投票はこれを無効投票と認める。従つて栗村昇一の得票数を計算し直せば七十二票となり、最高位落選人由沢健治の得票数七十三票より一票少くなるから本件選挙における栗村昇一の当選は無効たるをまぬがれない。

よつて本委員会はこの訴願に対し主文のとおり裁決した。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取縣選挙管理委員會委員長 上根政幸

美郡網代村議會議員選挙における當選の効力について訴願人のなした異議申立に対し、昭和二十六年四月二十八日同郡網代村選挙管理委員會がなした決定には承服することはできないから、ここに訴願をなしたものであるといふのである。

その理由とするところは

一、昭和二十六年四月二十三日執行の岩美郡網代村議會議員選挙において候補者、博田三太郎及び訴願人共夫々五十五票（選挙録によれば五十六票が正當）の同得票となつた爲くじによつて、博田三太郎を當選人と定めたが、同氏の得票中に「博田善」と記載した無効投票一票が混入して居るから、博田三太郎の得票は訴願人の得票より一票少くなり、従つて博田三太郎の當選は無効である。

二、網代村選挙管理委員會は、その決定理由中に「博田善」と記載した投票は博田三太郎の通称「博田繁重」を記載せんとして誤記したものと認められ、然も博田姓を名乗る候補者が他になく、且つ、「博田善」なる

00053

選挙人も実在しないから当然に博田三太郎の得票とすべきであると述べているが、同村選挙人中に博田善太郎と博田善治の二名が実在しているから、直ちにもつて「博田三太郎」の誤記とは認め難く、もし同人への事記載として無効である。

投票であるならば最も字体の書き易い「博田三」と記載すべきであることは、何人と雖も当然肯定し得る筈であり、判例に従しても博田に対して善は意識的な他事記載として無効である。

三、「博田善」と記載した選挙人の意思是寧ろ、博田善太郎を指したものと認むべく、このことは右選挙人が当該選挙に立候補した芳尾勝治の運動員であつたこと及び村漁業協同組合の理事を勤め、村内における有志者であることから推測して容易に想定できる。

四、若し「博田善」を博田三太郎の有効投票とするならば「浜田惣一」と記載された投票は候補者浜田馬藏の通称「浜惣」を記載せんとした有効投票と認むべきを選挙長はこれを無効投票として決定してある。このことは公正であるべき選挙長が博田三太郎の縁者であり

親交深き仲に在つた爲情実により決定した証左であつて選挙の自由公正を害するものといわなければならぬ。

といふのである。

裁決の理由

昭和二十六年四月二十三日執行の岩美郡網代村議会議員選挙において、博田三太郎及び訴願人共五十六票の同点となつた爲くじによつて、博田三太郎が当選人と決定せられたこと並びに稍明確はなくが「博田善」と読み得る投票一票を候補者博田三太郎の得票中に算入した事実については訴願人及び網代村選挙管理委員会も共にこれを認めて居り、訴願の争点は「博田善」と読み得る投票の効力の判定にかかつてゐる。そこで、本委員会は先ず係争の投票が果して「博田善」と読み得る程度に記載されているか否かについて筆跡鑑定をしてみるに投票記載の中細の筆を用いて居り、文字全体は完全明確とはいえない。

00054

いが漢字の字画、筆跡からみて明らかに「博田善」と記載されているものと認められる。従つて以下「博田善」と記載した投票を博田三太郎の得票として決定したその當否について検討するに

凡そ本件選挙の如く立候補制度を採つてゐる選挙に在つては、選挙人のなした投票は、一般に候補者の何人かに投票したものと推定するをもつて通常とし、反対の意思が明瞭である場合の外は、候補中の何人かの氏名を記載しているものと判断すべきであることは、公職選挙法第六十七條の規定の趣旨によつて明らかである。

その結果として、たゞ投票に表示された氏名中に誤記脱字或は氏や名の書き誤りがあつて、候補者の氏名記載としては正確を欠いていても候補者中にこれと近似する氏名の者があり、その記載文字の全体的考察によつて、候補者の何人かに投票する意思が推定し得る限り、投票者の意思はできるだけ尊重し、なるべく有効投票となすべきであると確信する。

かかる觀点から「博田善」と記載された投票は、当該選挙人も実在しないから当然に博田三太郎の得票とすべきであると述べているが、同村選挙人中に博田善太郎と博田善治の二名が実在しているから、直ちにもつて「博田三太郎」の誤記とは認め難く、もし同人への事記載として無効投票となるべきものと判断されるが、本件選挙においてはかかる事情が存しなかつたのであるから、これを網代村選挙管理委員会が「(善)の文字が不鮮明であるから博田三太郎の通称(博田繁重)を記載せんとして誤記したものと認めた」ことは論旨稍々失当のきらいがある。

あるが、然し結局博田三太郎の有効投票として決定したのであるから、終局において右決定は正当である。

二、訴願人は右投票が無効であるという所論として 網代村に、博田善太郎と博田善治の選挙人が実在して居り、殊に博田善太郎は右選挙において芳尾候補の運動員であつたこと及び同人が漁業協同組合の理事であることから推して選挙人が博田善太郎を記載する可能性が顯著であること等を挙げているが、尠くとも網代村の如く一村一部落の周密した戸数約三四〇戸の村内において立候補者とその運動員との区分が選挙人に判別できなかつたとは思えず、且つ、又本委員会の調査によれば、右選挙において採られた選挙運動の程度及び方針としては、所謂文書戦或は言論戦は殆んど行われた形跡は認められないから、訴願人主張の如く博田善太郎が立候補者として誤認されたとの所論は採用できない。而して、單に候補者以外に投票記載の氏名と類似する氏名の選挙人が実在して居る事実のみをもつて無効投票と判定すべきではない点については前示した

三、訴願人は不正確な氏名記載の場合の判例を引用し、「博田」に対して「善」は意識的な他事記入であるから無記名投票の趣旨に照らしてこれを無効投票とすべき旨を主張しているが、いうまでもなく、候補者の氏名の外他事を記載した投票はこれを無効とすべきことは明らかである。

然し乍ら現行制度においては、常に投票の記載文字が

00056

正確であることは到底期待し得ない事であつて、記載された文字が不明確であつたり、或は正しい文字に比して、字画に誤りがあり若しくは誤字があつても、それが意識的な記載でない限り所謂他事記入に該当しないことは当然である。

訴願人が他事記入とする論旨を訴願理由の前後によつて推測するに候補者の氏名又は名のみを記載した投票と雖もそれにより被選挙人の何人なるや確認し得る限り有効投票たるを失わず、本件選挙においては、博田姓の候補者は唯一人のみ存在するのであるから單に「博田」と姓のみ記載せば同人の有効投票となるにかかる姓の三太郎と何等関係なき「善」と記載しているのであるから、余分な字画であるといふあると思われるが、右投票に記載された文字の配置、大きさ、字画、筆勢等から推して、候補者の氏名を表わさんとして誤記せられたものであつて、訴願理由にいう意識的他事記載とは認められない。

四、若し「博田善」なる投票を有効とするとせば浜田馬藏の通称「浜惣」の記載と認め得べき「浜田惣」の投票も有効に扱うべきが至当なるにかかわらず、

これを無効投票として決定していることから選挙長の公正を疑うとの所論については、浜田馬藏が七十四票の得票をもつて第五位當選者となつて居り、該投票一票によつて何等選挙の結果に異動を及ぼす虞ある場合に該当しないから審理する必要を認めないが、然し、本件選挙に際し「浜田惣」と記載した投票は議員候補者中に浜田馬藏と浜田勝治の二名が実在し、且つ、兩名とも「惣」なる通称を有していないのであるから、何れの候補者に投票したものなるや確認出来ない無効投票として決定すべきであつて、何等訴願人主張の如き選挙長の公正を疑う理由は存在しない。

これを要するに係争の「博田善」と記載した投票は浜田姓を有する博田三太郎に対する有効投票と認めるべきであつて、該投票を訴願人主張の如く意識的他事記載の無効投票と認めるることは理由がない。

以上の如く訴願人の主張はすべて理由がなく、これを採用することができないから本委員会はこの訴願に対し、主文のとおり裁決した。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

この訴願は棄却する。

訴願の要旨

△鳥取縣選舉管理委員會告示第五十一號

昭和二十六年四月二十三日執行の東伯郡高城村議會議員選挙における當選の効力に關し、同村大字下福田三三七番地田淵加津治から提起された訴願に対し六月二十九日次のように裁決した。

昭和二十六年七月十二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

裁決書

鳥取縣東伯郡高城村大字下福田三三七番地

訴願人農業 田淵 加津治

明治二十四年二月二十三日生

右訴願人から提起された昭和二十六年四月二十三日執行の東伯郡高城村議會議員選挙における當選の効力に關する訴願について、當委員会は次のように裁決する。

主文

その理由とするところは

一、昭和二十六年四月二十三日執行の東伯郡高城村議員選挙に立候補した小谷義雄は同村議會議員でありますから、昭和二十五年四月同村公民館創設と同時に公民館長に就任、今回の選挙に際しても公民館長及びその職員と村議會議員を兼任したまま再度村議會議員に当選村議長に就任している。

右事實の証拠として、次の各号を挙げることができる。
即ち

イ 高城村村長は公民館長の辞表を四月八日受理した
というが、この辞表は選挙後作製したものであつて、
一説によれば四月二十九日提出したとのことである。

ロ 公民館長兼主事の四月分給料として六千円全額本
人が受領している。

ハ 四月二十日の高城村招魂祭において公民館長として玉串を奉典した。

ニ 五月十二日高城村大字上米積同和奉公会事業落成
式典に公民館職員として臨席祝辭を述べた。

ホ 五月十三日高城村青年團野球大会に於て開会及び閉会の挨拶をした。

ヘ 村會議員當選後も公民館事務所に出勤事務を探り
つつある。

ト 館長の辞職届は提出しているが主事の辞職届出は
なく、現在は主事として在勤中であつて、給料も以前と同額受けている。

四、小谷義雄は村議長として年手当九千三百六十円を受
け高城村公民館長として主事を兼任月額六千円を受
領しつつある。

このことは社會教育法に公民館運営審議会が置かれ、
その委員に村の長及び職員又は村の議員を委嘱出来る
も、報酬、給料は支給しない旨特に規定せられておる
にかかわらず村議員でありながら公民館職員として

給与を受けるは社会教育法に違反する。

五、高城村公民館規則第九條第一項の一によれば館長、其の他の職員及び運営審議会委員の選出任免は社会教育法第二十八條及び第三十條によるとあり、館長の免職は同法第二十八條によるべきは明かであるから、従つて館長の辞職受理は村教育委員会に代行すべき県教育委員会がなすべきであつて、村長には処理権限はない。

といふのであり、証拠資料として高城村報公民館設置管理條例及び高城村公民館規則等を印刷した高城村報及び同村の昭和二十六年度当初予算書寫等を提出した。

裁決の理由

よつて、本委員会はこれを受理し、審査するに、昭和二十五年高城村公民館創設と共に小谷義雄が館長兼主事の職を占めていたこと、及び昭和二十六年四月二十三日執行の東伯郡高城村議員選挙において、同人が立候補の届出をなし、当選人と決定せられたこと、並びに当選後なお同村公民館主事の職にあつて公民館事業に携つて

いる事実になつては当事者間に争いがなく、この訴願の争点は、小谷義雄が同村公民館長兼主事の職に在りながら立候補した者であるか否かといふ事実の存否及び村立の公民館長兼主事の職若しくは身分に在る者が、公職選挙法第八十九條第一項に規定する立候補制限をうけるや否や、及び同法第百三條の規定により兼職禁止の職として、当選後五日以内にその職を辞職しなければならないか否かに懸つてゐる。

訴願人はこの点に關し、各個の事実を挙げ公職選挙法及び社会教育法に違反する理由を述べて、同人の当選は無効である旨主張しているのであるから、以下その当否について本委員会の事実調査と併せて検討してみるに、

一、先ず訴願人主張の小谷義雄が公民館長兼主事の職に在り乍ら議員候補者として立候補の届出をなしたという事実については、同人は村委会立候補の理由をもつて、昭和二十六年四月八日高城村村長宛 公民館長の辞職届を提出して居り、杉本同村村長はこれを即日受理、口頭ではあるが右辞職を許可したことは、同村

00069

役場における辞職届の受付番号、受付月日、受付者の側印及びその後村長決裁に至る迄の書類取扱、並びに関係者の証言等総合した結果明かであるから、同人の公民館長辞職の効果は四月八日に発生したものといえるが、訴願人のいう四月二十九日に提出したものを四月八日に遡及処理したといふ違法の点は認められない。

ない。

又同人が公民館長兼主事の四月分給料として六千円受領したという事実は五千円受領が眞実であるが同人の給与辞令及び支給方法は館長兼主事の年手当として六万円支給されることになつていて、一定の月額手当はなく、只便宜上月割に分割支給されているに過ぎない又館長を辞職したのは四月八日であるから、同人に對して定められた年手当の四月分の月割額を支給したからといつて何等違法の点はなく、これをもつて、館長のまま立候補したと証明する訴願事実は採用できない。

二、右のとおり、小谷義雄が同村公民館主事のまま議員候補者として立候補したことは争えない事実であるから、同人が、訴願理由の如く公職選挙法第八十九條第一項の公務員の立候補制限の規定に該当する者であるか、或は高城村選挙管理委員会の決定理由の如く、臨時又は非常勤の嘱託員として立候補制限を受けない者であるか否かについて審査するに公職選挙法第八十九條第一項第二号によれば、専務として、委員、顧問、

参加したといふ行為そのものは、館長としての資格があるが、假りに前者の場合があつたとしても、德義上不當なる事実行為といふべきであつて、これにより何等法律上發生した辞職効果を消滅させるものでは

00061

参与、囑託員その他これらに準ずる職にある者で、臨時又は非常勤につき政令で指定するものは、たゞ公務員であつても立候補制限をうけないことが明らかにされている。更に立候補できる公務員の範囲を定めた同法施行令第九十條第三項により、臨時又は非常勤のもので委員、顧問、参与等の職名を有する者及び地方公共團体の囑託員は公務員のまま立候補できることとされていて職名で捉えている公務員の範囲には公民館主事は該当しないが後者の囑託員に該当すれば立候補ができるのである。即ち身分取扱上他の一般公務員とことなる囑託員については、当該職名の如何をとわず一に任命形式によつて押えて居るから、公民館主事の職名を有する者であつても任命が囑託であり、且つ、その勤務が臨時又は非常勤の職員であれば、現職のまま立候補できることとなるのである。

この觀点から小谷義雄が果して臨時又は非常勤の囑託員に該当するや否やについて、逐次検討を加えた結果、左の各号に掲げる事由により、非常勤の囑託員と認められるることは疑う余地がない。

- 1、小谷義雄の任命形式を、昭和二十五年一月二十八日付高城村村長名の辞令原簿によつてみると「高城公民館長兼主事を囑託する」との辞句を用いて発令しているから、明かに、特定の職務を囑託された囑託員であることが確認され、その後同人に対する数回の発令形式においても「囑託館長兼主事」として囑託辞令が交付されている点を併せ考察して、囑託員であることは疑う余地がない。
- 2、昭和二十五年一月二十八日高城村に雇用されて以来、引続現在に至つてゐるのであるから、臨時の職には該当しない。
- 3、選挙法上常勤、非常勤の区分は、その職が常勤の職員を必要とする職であるか否かという職務の性質、及び勤務の状況が常勤か否かという勤務の実態の二点に懸るものと思料される。従つて高城村公民館主

00062

事は、訴願理由に述べる如く、同村公民館設置管理条例第四條第三項の規定により、その服務に関するは村吏員同様の取扱をうけることになつてゐる爲、規定上は一応常勤とすべき職の該当職とも考えられるが、反面、勤務の実態を検討してみると、公民館事業そのものは、図書の貸出等一部の事務を除き、各種講座・講習会その他の諸会合が、常時なされてゐるものとは思えず、同村公民館日誌によつても農繁期或は諸行事のない期間は、休止することを例としていることが認められるから、右事務が常時反覆繼續されているとは思えない。なお右公民館職員には主事の外専任書記が雇用されていて、同書記は常勤しておるが小谷主事は月平均十日間程度の勤務状態であつて事實同村公民館活動の実態からみても、書記が常勤するのを必要とするとは認められず、實際上も、小谷義雄は本務として農業經營に當つて居り、傍ら議會議員の職に在つて、議決機關の一員として村政に関与してゐるその事実を、

充分知悉し乍ら雇用した高城村当局も身分上或は待遇上も常勤の職員との扱いを異にしてゐることからみて、当該公民館主事の職は非常勤の職であり、勤務の実態も亦非常勤であることが確認される。

4、高城村公民館設置管理条例において、公民館主事の服務等について村吏員に関する條例又は規則を準用して居り乍ら、勤務の実態及び任命権者の取扱いが若干相反していることは、行政措置として勿論好ましからざる事象と解せられるも、然しざら、同村が強いて常勤の一般職員と區別して、その服務關係等について規定したこと、及び「村吏員の給与、旅費及び服務に関する條例又は規則を準用する」との規定の趣旨は、現行地方自治法及び教育委員会法上、かかる非常勤囑託の職員の定数、身分、給与等に関し何等規定せられていないので、社会教育法に基く村條例により公民館職員について、その職務の性質及び勤務の態様等から一般吏員に関する規定を類推適用せらるべき範囲内に於て、これを準用すると

00063

の規定を設けた眞意と解せられるので、訴願人主張の如く、右様條例の適用があるからといつて、直ちに以てこれを常勤職となすは、選挙の規定でいう常勤、非常勤の区別を誤るものと断ぜざるを得ない。

三、公務員が公職選挙法施行令第九十條の規定により、議會議員との兼職を禁止されている職に在る場合は、同法第百三條の規定によつて、当選後五日以内にその職を辞した旨の届出を選挙管理委員会宛提出しなければ當該當選は無効とされることになつて居り、訴願人もこの点について「公民館主事と議會議員との兼職は違法である」旨主張しているので、右に關して審査してみると、村議會議員と地方公共團体の職員との兼職禁止については地方自治法第九十二條第二項に「有給の職員」と兼ねることができない旨規定せられていた。従つて公民館主事たる同人が主張の通り有給の職員に該当すればこれを辞さない限り、當選は無効とならざるを得ない。然し右規定でいう「有給の職員」

とは所謂、地方自治法上の給料を受けている職員のことをいふ同人は六万円の年手当の外、寒冷地手当及び年末手当の支給を受けているが、これらの手当は地方自治法上の給料に該当しないので、「有給の職員」の範囲に入らないことは明らかである。

なお、地方自治法第九十二條第二項の規定は、六月七日法律第二〇三号を以て改正せられ、「有給の職員」が「常勤の職員」に改められたが、公民館主事としての小谷義雄が常勤職に該当するか否かについては前述した通りであるので、何れにしても結局係争の公民館主事たる小谷義雄は、地方自治法第九十二條第二項に規定する兼職を禁止せられたる職員とはならず、従つてこの者が村議員當選後、なお當該公職を兼職することは何等選挙の規定に違反するものではない。

四、小谷義雄が村議長として年手当を受ける外、公民館職員として別に給与を受けて居ることは社会教育法に違反するとの所論については、右違反が仮りにあるとしても、何等當該當選の効力に影響することとはな

00064

らないので、この訴願において審査する限りではない。

五、公民館長の辞職届は県教育委員会の許可・処理すべきものであり、これを高城村村長が処理したことは違

法であつて、公民館長の辞職効果は法律上発生しないものであるとの訴願人の所論については、社会教育法第二十八條及び同法附則第二項の規定により市町村の

教育委員会に代るべき市町村長が、當該公民館職員の任免権を有することとされてゐるから、訴願論旨は相立たない。

これを要するに、係争の当選人小谷義雄が高城村公民館主事のまま立候補した事実は認められるも、右者は非常勤の職員であつてその身分上の地位は嘱託員であることは明かであるから、公職選挙法第八十九條第一項本文の公務員の立候補禁止及び地方自治法第九十二條第二項の兼職禁止の規定の適用をうける者に該当せず、よつて高城村選挙管理委員会の決定のとおり、同人の当選は有効であつて、訴願人のいう小谷義雄の当選を無効とする所論は相立たない。

よつて本委員会はこの訴願に対し、主文のとおり裁決

した。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

◆鳥取県選挙管理委員會告示第五十二号

昭和二十六年四月二十三日執行の西伯郡外江町議會議員選挙における當選の効力を關し、同町二七二九番地樅野茂作から提起された訴願に対し六月二十九日次のように裁決をした。

昭和二十六年七月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

右訴願人から提起された昭和二十六年四月二十三日執行の西伯郡外江町議會議員選挙における當選の効力に

項本文の公務員の立候補禁止及び地方自治法第九十二條第二項の兼職禁止の規定の適用をうける者に該当せず、よつて高城村選挙管理委員会の決定のとおり、同人の当選は有効であつて、訴願人のいう小谷義雄の当選を無効とする所論は相立たない。

関する訴願について、当委員会は、次のように裁決する。

主 文

この訴願は棄却する。

訴願の要旨

この訴願の要旨は、昭和二十六年四月二十三日執行の西伯郡外江町議會議員選挙における當選の効力について、訴願人のなした異議申立てに対し、昭和二十六年五月三日同郡外江町選舉管理委員会のなした決定には、承服することができないからここに訴願をなしたものであるというのである。

その理由とするところは、

一、外江町議會議員選挙における開票の際「タカシ」と記載した投票を候補者高梨繁雄の姓「タカナシ」の誤記と解し、これを右候補者の有効投票と決定し、その得票中に算入したこととは、當時の開票立会人三宅雅雄の証言によつて明らかである。

二、一方右選挙において遠藤高義なる候補者が実在して

いたので「タカシ」は遠藤高義の「タカヨシ」の誤記とも解されるから候補者の何人を記載したかを確認し難き無効投票とすべきである。

三、右の結果高梨繁雄の得票八十八票は一票減じて八十票となり訴願人及び訴外遠藤延壽の得票各八十八票より下位の得票者となるから従つて高梨繁雄の當選は無効であるといふのである。

裁決の理由

よつて本委員会は、この訴願を受理し、審査したところ次のとおりである。

一、先ず昭和二十六年四月二十三日執行の西伯郡外江町議會議員選挙において「タカシ」と記載した投票一票があつたといふ訴願事実について、当委員会が職權調査を実施した結果右投票は実在しており、その分類は、外江町選舉管理委員会の決定の通り無効投票十一票中に入算入されていることを確認した。

従つて訴願人申立ての如く高梨繁雄の有効投票に算入されている事実はなくその他何れの候補者の有効投票に

も算入されている事実はないから開票立会人三宅雅雄の証言は、單なる記憶に基く誤解と断するの外はない。

二、「タカシ」と記載した投票は、当初より訴願人主張の通り高梨繁雄の「タカナシ」又は遠藤高義の「タカヨシ」何れの誤記とも認められるとの理由により、選挙長はこれを候補者の何人を記載したかを確認し難い無効投票として取扱つて居るのであるからその決定には何等違法の点はない。

三、従つて当選人決定に当り選挙長が得票八十八票の同

数となつた高梨繁雄、遠藤延壽、及び訴願人の三名の

くじにより中二名を決定したことは正当であつて、高梨繁雄の當選を無効とする訴願人の申立てはこれを採用することはできない。

よつて、本委員会は主文のとおり裁決した。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県選舉管理委員会委員長 上根政幸

裁決書

鳥取県選舉管理委員会委員長 上根政幸

訴願人 大木英雄

米子市角盤町一丁目百四十七番地

右訴願人から提起された昭和二十六年四月二十三日執行の米子市議會議員選挙における當選の効力に関する訴願について、本委員会は、次のように裁決する。

訴願の要旨

この訴願の要旨は、昭和二十六年四月二十三日執行の米子市議會議員選挙において候補者の得票計算に違

00067

算があつたから、当選人足立太郎、以下十六名中何人が当選は無効であるとの訴願人の異議申立に対し、米子市選舉管理委員会がなした決定には承服することはできないから、ここに訴願をなしたものであるといふのである。

その理由とするところは、

訴願人は昭和二十六年四月二十三日執行の米子市議会議員選挙に立候補し、四百九十三票の得票を得て当選者であるにかかわらず、四百四十三票の得票と決定され、当選者と決定されなかつたのは、第四開票区における訴願人の得票五十票を何人かの得票に混入計算した爲であると主張し、

1、某新聞記者のなした訴願人の連絡員宛報告によれば、第四開票区の開票中途において訴願人の得票は五十票あり、最終において八十四票となつた旨、確認された。

2、開票所内事務従事者及び新聞記者からも訴願人の得票は、五十票からみ一束と、端数三十四票があつたことを直接聞知した。

00068

者別得票数が真正か否かに懸つてゐる。

凡そ選挙に関する争訟が民事訴訟と異り、單に、当事者間の争を裁断するのではなく、公益のため行政処分の当否を審査することを目的とし、所謂、職權審理主義を原則とする外、同一の選挙における投票の効力の評定は、其の全部が互に離るべからざる關係において相関連して居るものであるから、すべての投票の効力の判定及び各候補者別得票数の点検をなすべきである。

従つて、候補者の得票数計算に違算がありとする理由に基づく本件争訟に対し、米子市選舉管理委員会がその決定に際して、投票の効力の評定及び各候補者別得票数の計算について審査することなく、開票関係者の証言によつてのみ決定しているからこの点に関して本委員会が実地につき調査点検した結果第四開票区における投票の有効、無効の判定については、何等開票管理者の決定に違法な点はなく、各候補者別票数も開票録記載の通りその計算に違算はないから、訴願人が各個の事實を挙げて八十四票の得票を得たと主張する理由は相立たず、米子市選舉

3、上原候補の開票立会人景山伴二郎からも相当多数の得票があつた旨、傳えられた。

4、市内速報版に当初八十四票と発表された後三十四票と訂正された。

5、島根新聞には訴願人を当選者として発表せられた。

の五個の事實を挙げて異議申立をしたところ、米子市選舉管理委員会は何等投票を計算することなく、当時の開票事務関係者及び開票立会人の証言のみによつて、決定をした。

然し乍ら、これら関係者の証言は真証性なく、又記憶に基く証言には確實性はない。従つて右米子市選舉管理委員会の決定そのものも真証性と確實性を疑うといふのである。

裁決の理由

よつて本委員会はこの訴願を受理し、審査してみるに、この訴願の争点は、右選挙の第四開票区における訴願人の得票が八十三票なりや、三十四票なりや、換言すれば、当選人決定に際し基礎となつた第四開票区における候補

管理委員会の決定は、結局において正当である。

よつて本委員会は、この訴願に対し、主文の通り裁決した。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県選舉管理委員会委員長 上根政幸

◇鳥取県選舉管理委員會告示第五十四号

昭和二十六年四月三十日執行の鳥取県議會議員選挙の東伯郡選挙区中東伯郡古布庄村における選挙の効力に關し同郡浦安町大字浦安吉田定由から提起された異議申立てし六月二十九日次のように決定をした。

昭和二十六年七月十二日

鳥取県選舉管理委員会委員長 上根政幸

決 定 書

鳥取県東伯郡浦安町大字浦安
異議申立人 吉 田 定 由

鳥取県公報 号 外 昭和二十六年七月十二日

の鳥取県議会議員選挙の東伯郡選挙区中東伯郡古布庄村における選挙の効力に關する異議申立について、当委員会は、次のように決定する。

主 文

この異議の申立ては、棄却する。

異議申立ての要旨

この異議申立ての要旨は、昭和二十六年四月三十日執行の鳥取県議会議員の東伯郡選挙区中東伯郡古布庄村における選挙は、投票事務の管理執行が選挙の規定に違反して行われ、その結果自由公正なる選挙の結果が得られず、東伯郡選挙区における最下位當選人金田秀夫の得票数は三、六六八票であり、次点者の異議申立て人の得票数は三、二八八票であり、その差は三八〇票であつて一方この村における本件選挙の投票総数は一、〇六四票であるから、本件選挙を無効とし、改めて適法なる手続によつて選挙をしなおすにおいては、選挙の結果に異動を及ぼす虞ある場合に該当するから、古布庄村における右選挙は無効であるといふのである。

その理由とするところは、

一、昭和二十六年四月三十日鳥取県の議会議員及び知事の同時選挙執行に當り、県議会議員選挙の東伯郡選挙区中同郡古布庄村第一投票区において、選挙人仲田一枝及び横山延代の二名に対し、右投票所事務從事者横山清によつて知事選挙の投票用紙を各一枚宛交付した事實があるから、右は「人一票主義を採用する選挙の規定に違反して一人二票行使したものであり、その結果投票者数一、〇六二名に対し、投票総数一、〇六四票となり」方知事選挙の投票総数は一、〇五九票であつてそれぞれ投票者数と投票総数に増減が生じてることは選挙の公正と選挙に対する信頼感を失うものである。

二、本件選挙の開票に際し、無効投票中選挙管理委員会の捺印なきもの一票があり、然かも該投票には達筆に「末次忠太郎」と記載されているが、この筆跡からみて、知性高き選挙人の投票と推定され、斯くの如き選挙人にすら發見出来なかつた捺印洩れが候補者の氏

事実が第一投票所のみならず第二、第三投票所において生じなかつたとは断言出來ず投票用紙が盜難又は悪用されて、リレー式に、投票所に運ばれ、投票されたことも想像され得る。

四、開票録には、開票管理者及び開票立会人が共に自ら署名しなければならないにかかわらず、開票立会人山本剛は署名をして居らず、本人以外の何人かが代筆したものであることは、本人の申立てによつて明らかである。

これを要するに以上の規定違反は、可分なる一部分の違反ではなく、選挙全体の効力に影響を及ぼす程度の規定違反であるから單に知事選挙において「違法に投票を拒否された場合」及び県議会議員選挙において「二票の潜在無効投票が混入された場合」を争点として争うものではなく、飽くまで古布庄村における選挙全体の無効を主張するものであるといふのである。

よつて本委員会は、この異議申立てを受理し、審査してみ

00070

00069

00071

るに、異議申立の争点は、本件選挙において、二名の選挙人に対し、知事選挙の投票用紙と間違えて県会議員選挙の投票用紙を二重に交付したこと、及び投票用紙の受取、交付並に保管方法の不適法であつた事実の成立、及びかかる事実が選挙の自由と公正を害し、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるや否やに存すると認められるので逐次これら諸点に関しその当否を調査、検討したところ、次のとおりである。

一、古布庄村第一投票区において、選挙人仲田一枝及び横山延代の二名に対し、右投票所事務従事者横山清が知事選挙の投票用紙を交付すべき処誤つて県会議員選挙の投票用紙を交付した申立事実は認める。

即ち、四月二十日執行の選挙は、知事及び県会議員の同時選挙であった関係上、本委員会においては、選挙人が投票用紙を誤用することを恐れ、知事分黒刷、議員分赤刷として色分けをして印刷し各市町村に対し配付した外、なおこれが徹底を期するため、できるだけ知事と議会議員の投票用紙は別個に交付すべく交付係

を小出しにして各選挙人交付することとしていたところ、偶々仲田横山二名の選挙人に交付する際知事分投票用紙が机上になくなつて居ることに気付かず習慣的に県会議員の投票用紙を二回に分けて交付し、しかも当初交付した黒色分は知事を赤色分は県会議員を投票するよう注意を与えたのである。

選挙人はこれに対し、投票記載の際一応不審に思い乍らも態々注意を与え乍ら公給せられた投票用紙故、成規の投票用紙としてそのまま記載をし、投票を済ませて退場したのであるが、帰路横山延代の直後に投票した同人の友人に対しては交付係横山書記が机の中から知事分を取り出して交付したことを右友人から聞かされ始めて兩人の投票用紙が違式の投票用紙であつたことに氣付いたとの次第については、何れも関係者の証言及び当時の受付簿によつて明かであるから、異議申立て人主張の如く二名以外の選挙人対し同様の交付間違いを生じたであろう想像は認められず、然も選挙人あるいは投票所事務従事者の故意若しくは不正手段によるもの

及び交付場所を区別して設けるよう、指導していたのであるが、古布庄村においては、事務従事者数の不足及び投票所設備の狭少から、同一人が同一の場所で交付するの止むを得ざる実情であつたので同村選挙管理委員会としては格別この点に留意し、各投票用紙交付係に對し投票用紙を交付の際は一々選挙人に投票用紙の使用区分及び記載方法を注意するよう厳重なる指示を与え、各交付係は該指示に従つて交付したのである。係争の同村第一投票所に仲田、横山両選挙人が入場したのは午前九時過ぎであり、右時刻に到着していた選挙人の数は約七、八十名の多数に及んでいたことは関係者の証言によつて明かであるが、交付係横山書記は投票所の開所以來一瞬の休みなく続々詰めかける選挙人への投票用紙交付事務と各個に与える投票上の注意とで疲労と錯綜の頂点に達していたであろうことは右投票区において午前十時現在において有権者の約八割が投票したことによつて容易に想像される。かかる状況下において、横山書記は机の中から二種の投票用紙

一一、本件選挙において選挙管理委員会の捺印なき投票一票を無効投票として決定していることについては開票録によつて、申立人主張の事実が確認されるがこれをもつて他に同種の無効投票があるとの憶測は單に異議申立人の憶測であつて何等これを成立せしむべき事由

00073

はない。なお異議申立人は右推測の理由として投票用紙の捺印の有無は開票管理者外事務関係者より寧ろしるが、かかる論旨は選挙の規定と実情を解せざるもの甚だしきものであつて、開票管理者は苟しくも投票の効力を決定する権限と義務を有する以上、投票記載の文字によつて被選挙人の何人なるや確認するのみではなく、当該投票が成規の投票用紙か否か、換言すれば、捺印の有無は勿論紙質型状等についても公給の投票用紙なるや否やを検するに専念するものであり一方選挙人は公給せられた投票用紙に対して、かかる調査を遂げた上で投票する場合は極めて稀なことであつて、又それは不可能なことでもあるから捺印の有無が選挙人より開票関係者にとつて発見が困難であるとの申立理由は失当といふべきである。

三、古布庄村においては、投票用紙を東伯地方事務所から受領し、これに捺印して選挙人交付した枚数が不確実であり、受払簿の調製もなく且つ保管方法の粗漏

であつたことから推して他に前示一に述べた様な違法投票若しくは異なる不正手段に基く違法投票があることが予想されるとの主張については、何等その具体的な事実は挙げられていないので、單に異議申立人の憶測に過ぎないものと認められるも、選挙の公正と確實性を保持する爲には、申立理由に述べて居る如く投票用紙の取扱については厳正と適確を期さなければならぬことは当然の理である。そこで同村におけるこれが取扱いについて調査してみると、四月三日東伯地方事務所から知事選挙の投票用紙二〇枚を不在者投票用紙として受取り、四月五日更に投票当日用として知事選挙と県会議員選挙の分各一、三五〇枚受取つたが、右枚数を点検することなく、又配付した東伯地方事務所も一〇〇枚を単位にした計算と端数の五〇枚について計算して配付した関係上一、三五〇枚という枚数が、果して確実なるものかどうかは真正性はないから、この数字を基にして投票済枚数、残存枚数を逆算して不一

致を來たしたからその差の投票用紙が直ちに盜難若しくはリレート式等によつて不正投票が行われたと推定するは当たらない。即ち選挙に用うべき投票用紙として形式的要件を具備する爲には予じめ定められた古布庄村選挙管理委員会の印鑑が押捺されなければならず捺印前と捺印後の投票用紙はその形式要件を完全に具備したものなるや否やの差異によつて、本質的に取扱程度を異にするべきものと確信する。勿論捺印前の投票用紙と雖も慎重に取扱うべきであるが、右の觀点より、四月二十八日山脇書記が捺印後各投票所の投票用紙交付係に配付した後の取扱いについて公正になされたか否かについて検討を加えるに、山脇書記は捺印するに當り、各投票区の有権者数を考慮し第一投票区分五〇枚第二投票区分三五〇枚第三投票区分三七〇枚計一、三二〇枚を計算した上捺印し、それぞれ投票区別に帶封をして当該枚数を表示し、投票管理者に送致する各種投票用諸器材の送致書にもこの枚数を記入して各投票所の事務主任者に配付し、配付をうけた主任者は何

れも投票開始前に当該枚数を検算した結果、第二投票所においてのみ知事分が三三五枚となつて一五枚少いことが判明し、しかも、この事実は、その後再三、点検の結果確認された旨関係者が証言していることによつて、結局知事分一、二〇五枚、議員分一、二二〇枚が配付されたことが確認され、この枚数から投票当日投票用紙を交付した選挙人数知事分一、〇二五人、議員分一、〇二九人を差引した数が、残存枚数知事分一八〇枚、議員分一九一枚に一致するから、捺印後の投票用紙の受授枚数、交付枚数は確実に把握することができるといわなければならない。更に捺印した投票用紙の保管状態については、山脇書記が四月二十八日午前九時頃から午前十二時頃迄の間に捺印をし終り、中食後午後一時頃から各投票所主任者に配付したのであるが、配付を受けた第一投票所担当者、古山書記は投票箱に入れて施錠したまま、投票所の投票箱定置箇所において鍵は自ら保管し、第二投票所においては、山脇書記が当日の投票所が役場である關係上、自己の

00075

脇机の中に入れて保管、第三投票所においては、御古書記が自宅に持帰り寝室にある鞄の中に保管していたことが証言によつて明らかであるから、各人保管方法は一律ならず最も確実なる保管方法であつたとはいえないが、然しこの間何等盜難、その他の不正手段を与える間隙を醸成したと認められないのみか、投票者数と投票用紙の交付者数、及び投票総数との間には、不在者投票をした後投票の当日前に死亡した者一名、不在者投票において、知事選挙の棄権をした者一名及び県会議員投票用紙を二重に交付した選挙人二名による数字の不突合の外何等相違点はないから、異議申立人の申立理由において述べる如き不正違法行為が行われたとは認められず、結局第一投票所において知事選挙における二名に対する違法なる投票の拒否事実と県会議員選挙における二票の潜在無効投票混入事実の外何等選挙の規定に違反した事実は認められないから異議申立人の主張は採用することができない。

四、開票録に署名すべき開票立会人山本剛が署名している

ないにかかわらず、何人が代筆しているから右開票録は違法なる書類であるとの論旨については、開票立会人九人中、同人のみ開票終了を待たずして退場帰宅した爲、事務従事者がこれに代つて記名したものであることが判明したが同人一人のみ自署しなかつたからといって直ちに違法なる開票録と断定する異議申立の理由は失当である。即ち開票録は開票に関する顛末を記載し、その事実を証明する爲作成する記録に過ぎないものであるから不実の事実の記載或は詐偽その他不正の目的をもつて作成された事実がない以上、一部形式を具備していないからといってそれが違法なる開票録とはならず、開票が適法に行われていなかつたといふ事実もない以上本件選挙を無効となすべき理由はない。

これを要するに、本件選挙において選挙の規定に違反して行われた事実は、二票の帰属不明なるべき潜在無効投票が混入された事実の外、他に何等選挙の規定に違反して選挙の自由公正を害したと認められる事実はなく、選

00076

挙の結果になんら異動を及ぼさないから、本件選挙を無効とすべきすべての異議申立人の理由は失当といわなければならない。

よつて本委員会はこの異議申立に対し主文のとおり決定した。

昭和二十六年六月二十九日

鳥取県選舉管理委員会委員長 上根政幸